

◎開会の宣告

(午前10時03分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

当局より、環境整備課長の欠席届がございました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎決算特別委員会委員長の審査報告、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、日程第1、認定第1号、日程第2、認定第2号、日程第3、認定第3号、日程第4、認定第4号、日程第5、認定第5号、日程第6、認定第6号、日程第7、認定第7号、日程第8、認定第8号、日程第9、認定第9号、日程第10、認定第10号、日程第11、認定第11号、日程第12、認定第12号、日程第13、認定第13号までを議題とします。

認定第1号から認定第13号までは決算特別委員会に付託してありますので、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

2番、藤田力君。

決算特別委員会委員長、藤田力君は登壇願います。

〔決算特別委員会委員長 藤田 力君 登壇〕

○決算特別委員会委員長（藤田 力君） おはようございます。

決算特別委員会の審査報告をご報告申し上げます。

本特別委員会に付託された議案について、審査の結果を会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。決算審査にあたっては、予算を議決した趣旨と目的にしたがって、適正に、そして効率的に執行されたかどうか。それによってどのように行政効果が発揮できたかを主眼に審査しました。

1番、認定第1号 平成26年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、次の意見を付して原案のとおり認定すべきものと決定した。①固定資産税等、歳入が年々減少している。新税の導入など歳入の確保に努力されたい。②庁舎関連等、決算書の備考欄の説明が適切でない。よりわかりやすい説明に努められたい。③重点事業の

歳出予算は、本来、目的別に支出可能な限度額を設定するものであり、特別の事情の変更がない限り、議会の議決どおり執行されるはずである。今回、八十里古道、伊南川の魚族調査等のユネスコエコパーク推進事業は予算に見合った投資効果が得られていない。重点事業の執行にあたり、企画・計画の段階から詰めが甘さがあり、行政効果と投資効果が見られない結果となっている。今後、重点事業については、しっかりと効果を見極めた明確な計画に基づいた予算組みによって適正な財政運営を図られたい。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許可します。

○7番（酒井右一君） その立場で討論いたします。

平成26年度一般会計決算認定については、一部、以下の瑕疵があり、以下の、これから申し上げますが、この決算を認定できないものであります。

それは、只見町役場新庁舎基本設計、実施設計委託の支援についてであります。予算書で言うと34ページの部分であります。これはあの、町当局は、環境システムと契約した委託業務に明示する事項が完成品に反映していない事態で、状況で、これを完成と認め、委託、竣功報告を行い、契約どおりの竣功として委託費を支払った。当初、契約に明記した内容で竣功できていなければ、その時点で変更を契約し、業務の契約の変更をし、業務の内容を変えるべきだったが、それをしなかったと。これにより、環境システム研究所に支払われた平成26年度委託料のうち、庁舎に係る支払いは契約業務履行と町当局の竣功確認に不備があり無効だと言えます。それから、平成25年度支払金額、平成26年度支払金額及び平成26年度に行われた支出負担行為に係る支出済額。そしてその予定額。合わせて3,026万6,400円。これについては契約の、その契約内容と、その金額の大きさからして、入札から落札までのシステム環境設計の責任が含まれると理解いたします。今期入札仕様の不備、さらには入札不調となった、不落となった責任を町当局と環境システムに、研究所に問うも

のであります。最終的な成果品が得られていないのであります。これが認定となれば、町民納税者に対し、説明のつかない支出だというふうに申し上げます。これが理由として反対をいたします。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ございませんか。

11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 私はあの、今、特別委員長より報告ございましたけれども、この認定についてはですね、26年度の一般会計審査については、一般会計についての賛成の立場で申し上げますけれども、今ほど、7番さんからいろいろ出されましたけれども、私はこの件については様々の町当局からの説明あるいは資料、そして、関係、設計屋等の説明いただいた中で、それなりの、私も、関係者も、議員の方々が質問をしております。それで最終的には皆さん、同意してきた経過がございます。そして、開会に先立って、町の監査のほうから決算審査報告が出されております。そういった意味でこの監査というものは非常に重く受け止めておりますし、重く受け止めてほしいのです。したがって私は以上のようなことで賛成をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに討論ございませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 私は7番議員の、

○議長（齋藤邦夫君） 反対の討論ですね。

○4番（山岸フミ子君） 反対討論です。

7番議員の意見に賛同し、反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに討論ありませんか。

3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） 賛成の立場からです。

今ほど7番議員がおっしゃられたその、契約と違うんじゃないかということでございますが、これについては、再三あの、当局も答弁しておりましたが、摺合せというか、検討して、その結果、議会にも報告、何度もあったわけです。そのうえで了承したものですから、これはあの、契約違反という感じには、私は該当しないんじゃないかなというふうに思いまして賛成です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって採決をいたします。

認定第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、認定第2号について報告をお願いいたします。

○決算特別委員会委員長（藤田 力君） 認定第2号 平成26年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第3号についてを報告願います。

○決算特別委員会委員長（藤田 力君） 認定第3号 平成26年度只見町国民健康保険施設

特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、次の意見を付して原案のとおり認定すべきものと決定した。①地域医療連携ネットワークシステムは多額の費用をかけて導入し、多額の維持管理費用がかかっているにもかかわらず、利用実績がなく、有効に活用されているとは言い難い。予算に見合った効果がみられるよう、活用改善に努められたい。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第4号についてを報告願います。

○決算特別委員会委員長（藤田 力君） 認定第4号 平成26年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第5号について委員長の報告をお願いいたします。

○決算特別委員会委員長（藤田 力君） 認定第5号 平成26年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第6号について報告をお願いいたします。

○決算特別委員会委員長（藤田 力君） 認定第6号 平成26年度只見町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第7号についてをご報告願います。

○決算特別委員会委員長（藤田 力君） 認定第7号 平成26年度只見町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第8号について報告をお願いいたします。

○決算特別委員会委員長（藤田 力君） 認定第8号 平成26年度只見町地域包括支援センター特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号については委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。



よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第9号について報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（藤田 力君） 認定第9号 平成26年度只見町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第10号について報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（藤田 力君） 認定第10号 平成26年度只見町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第11号について報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（藤田 力君） 認定第11号 平成26年度只見町交流施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第12号について報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（藤田 力君） 認定第12号 平成26年度只見町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第13号について報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（藤田 力君） 認定第13号 平成26年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第13号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第13号は委員長報告のとおり認定されました。

○決算特別委員会委員長（藤田 力君） どうもありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） ここで、暫時、休議いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

〔議長交代〕

○副議長（中野大徳君） 会議を開きます。

暫時、議長を交代いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○副議長（中野大徳君） ここで、お諮りいたします。

町長より、同意第3号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについてが提出されました。

また、請願・陳情付託を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし、日程第14以

下を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中野大徳君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号及び請願・陳情付託を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎同意第3号の上程、説明、採決

○副議長（中野大徳君） それでは、追加日程第1、同意第3号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（目黒吉久君） 同意第3号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについて。次の者を特別功労者として表彰したいので、只見町表彰条例第4条の規定により議会の同意を求める。只見町大字亀岡字山崎588番地。氏名は齋藤邦夫氏であります。生まれは昭和17年3月20日であります。よろしく願いいたします。

○副議長（中野大徳君） お諮りします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中野大徳君） ご異議なしと認めます。

質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第3号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについては、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○副議長（中野大徳君） 賛成多数と認めます。

よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎請願・陳情付託

○副議長（中野大徳君） 追加日程第2、請願・陳情付託に入ります。

本日までに受理した請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりであります。

これを所管の常任委員会に付託したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中野大徳君） ご異議なしと認めます。

したがって、請願・陳情文書表のとおり付託することに決定しました。

暫時、休議します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時36分

〔議長交代〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

議長を交代いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎請願26-17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第14、陳情26-17 只見振興センター建設反対の陳情書を議題といたします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

総務厚生常任委員長、大塚純一郎君。

9番、大塚純一郎君。

〔9番 大塚純一郎君 登壇〕

○9番（大塚純一郎君） 総務厚生常任委員会審査報告を報告書に基づきまして行います。

本委員会に付託された下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告いたします。

（1）審査事件、陳情26-17、只見振興センター建設反対の陳情書。人口減社会を生きる町民の会、代表、目黒道人、他16名。

（2）審査経過。記載のとおりでございます。

（3）決定。不採択。

（4）理由。本事件は、只見振興センター建設につき、建設費用等が将来への負担増となることから建設を反対をするものであります。只見振興センターの建設は議会決定をしたうえで、建設検討委員会での検討・協議が行われております。町民の強い要望の中で建設が急がれるものであり、すでに基本計画も準備されております。建設について、陳情の趣旨は十分理解できますが、施設の必要性を判断し不採択すべきものといいたしました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情26-17は委員長報告のとおり決定されました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 動議であります。

いいですか。動議。

○議長（齋藤邦夫君） はい。発言許可します。

○11番（鈴木 征君） 私は、この次に、大塚総務委員長が報告される委員会の結果報告になろうと思っておりますけれども、動議の議題としては、案件としては、自衛隊第2施設団第11施設群誘致に関する同意を求める意見提出の陳情の取り扱いの中で、疑義が生じておるということでございますので、意見として発言を求めるものであります。

2点ほど申し上げたいと思います。

まず第1点でございますが、去る8月20日に審査事件として、委員会の結果は3対1と。この委員会の報告は絶対に揺るがないものでありますことは存じております。否定するものではありません。少数意見の留保もしましたけれども、同調がないということで委員長報告がなされると思いますが、私の意見として申し上げたいのは、この3対1の中で、一人が賛否に加わらなかった件については、地方自治法の109条等に基づいて、只見町の常任委員会条例がされているわけでありまして、この条例を改正すべきであるということ意見をいうわけでありましてけれども、議長は、やはり、こうした賛否には加わらないほうが私はいいと思います。加わるべきでないということの先に、議長は109条の中で、ひとつの常任委員会に所属しなければならないとありますけれども、またどの委員会に行っても発言は許可されております。しかし、議長の発言は相当やっぱり左右されます。したがって、私は委員会の中で、常任委員会に席を置かなくてもよいというような、この参加に加わらないことよりも、常任委員会には参加しなくてもよいということを条例で設けていただければなということがまず第1点であります。

第2点であります。2点は、自衛隊の貢献について、当局、議会、町民の方々も大きく貢献されていることは認めていると思うんですよ。その貢献度を認めない中での不採択あるいは採択なのかなというふうに思って、この辺を調査しなかったことが非常に悔やまれるものですから、私は意見として申し上げます。まあ、ふるさと第43回の雪まつりもできたのも自衛隊の参加があつてからこそでございます。4回目になるまでは、4回目になるまでは、只見町の雪まつりというのは1回から3回までは、雪像を作って、あとはだんごさしで1回から3回まで終わったわけでありまして。4回からは自衛隊が本当に誠心誠意持って協力をして、当時は、町にはブルドーザーはございませんでした。それで、自衛隊の音楽隊も第4回からずっと続けてこられたわけでありまして。いろいろ申し上げたいけれども、まとめとしては、自衛隊は第4回から11回まで、8年間、雪像作成に貢献されました。また第4回から43回、今回までの40年間に亘って音楽隊の演奏が実現されております。そして、12回から20回までの9年間、雪像製作指導にあたっていただきました。最近では平成23年発生した新潟・福島豪雨災害においては、町の要請により、孤立した集落の、八木沢・蒲生・塩沢・黒谷入にヘリを飛ばし、町民の救出、重機による道路整備、被災家屋の対応など、多くの貢献をいただいたことは忘れてはならないと思います。その意味を含めまして、26年に町では陸上自衛隊郡山駐屯地を訪問、八十里フルコース踏破事業の参加を呼びかけ賛同い



いただきました。経過が、申し上げますけれども、自衛隊から20名、そして一般から20名の参加をいただいた。また町…

○議長（齋藤邦夫君） 簡潔にお願いします。

○11番（鈴木 征君） 当局にとっても、本当に自衛隊の貢献はありがたいなど。その意味で、災害発生はいつ起きるか断言できませんけれども、先週、栃木、そして南会津を襲った豪雨に対して、自衛隊が相当な協力をされております。

最後に申し上げますが、会津17市町村で構成されております会津総合開発協議会に只見町はJR問題でも様々、この開発協議会を町長、議長が機会あるごとに陳情を国・県にされておるわけでありまして。この17市町村の中で只見町を除いて16市町村がこの自衛隊に賛成を、誘致することに賛成しておるわけでありまして、この賛成というのは重く、重くやっぱり、当局も、議会も、町民も受け止める必要があるでなかろうかなというふうに思います。

私は、申し上げたいのは、その二つ目の自衛隊の貢献度の調査もしないで、どっかんばっかんやるあなはだめだというようなことから反対した経過がございます。自衛隊は、私どもの猟友会もそうではありますが、弾薬を詰めるのは場所と期限がございます。自衛隊は郡山駐屯地にその訓練所があります。東北では宮城県に、何丘町だけかにありますけれども、東北では2箇所しかないわけでありまして。訓練はその2箇所以外に、只見さ来ることは、銃器を持たないで訓練はできますけれども、そういう訓練はできないことを認識していただきたいというふうに思っています。

以上の意見を付してみたいなというふうに思います。

まず一つ目の条例の改正が必要でなかろうかと。そして、自衛隊の貢献度を議会も、町民も理解してほしい。それだけです。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） それは、11番議員のご意見ということでしょうか。

○11番（鈴木 征君） 11番の意見です。

○議長（齋藤邦夫君） はい、わかりました。

それではあの、ただ今の11番議員の意見は、意見でございますので、第1点については、今後、議運等の中で協議して措置をしたいと思っておりますし、第2点については、動議として成立しておりませんので、その点については鈴木議員のご意見ということに留めたいと思います。

議事を進行いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎陳情 27-7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第15、陳情27-7、防衛省自衛隊第2施設団第11施設群誘致に関する意見書提出の陳情を議題とします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

総務厚生常任委員長、大塚純一郎君。

9番、大塚純一郎君。

[9番 大塚純一郎君 登壇]

○9番（大塚純一郎君） 総務厚生常任委員会審査報告を報告書に基づきまして報告いたします。

本委員会に付託されました下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告いたします。

記。（1）審査事件。陳情27-7、防衛省自衛隊第2施設団第11施設群誘致に関する意見書提出の陳情書であります。会津地方自衛隊駐屯地誘致期成同盟会会長、手代木和之。

（2）審査経過。本件は、平成27年4月会議において付託を受け、平成27年4月14日、5月22日、6月4日、6月15日、7月7日、8月20日の委員会で審査をいたしました。

（3）決定。不採択。

（4）理由。本事件は、会津地域への自衛隊駐屯地の誘致実現に向けての意見書提出を求めるものでありますが、当委員会においても慎重に協議・検討した結果、前回の審査事件（陳情25-16）とほぼ同様と判断し不採択としたものであります。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 今、総務委員長からご報告をいただきました。私はあの、この報告の理由の中で、当委員会においても慎重に協議・検討した結果、前回の審査事件、これはまあ、去年の陳情であります。とほぼ同様と判断し、不採択したということがまず書いてあります。

私はあの、この前回の審査の中で、私は、この陳情書にありました理由の4番にありました文言です。それは理由の4番として、軍都会津若松。軍というのは、陸軍とか空軍とかっていう、まあ軍です。それで軍都会津若松。それで文章的には、会津若松は陸軍第13師団歩兵65連隊が駐屯しと。そして、さらにその文章の理由の後ろのほうに、特に当時は軍都と言われたように経済的効果は計り知れないものがありましたと。要は華やかな軍都を連想させるような文章がございました。私は当時、総務委員として、この軍都とか、要は旧陸軍の65連隊ですか。そういう表現が私は、やはりこれは、自衛隊が昨日、強行採決の対象になったように、やはりあの、自衛隊というのはお酒と同じで、良い面とそうでない面があると、そういう言い方悪いのかもしれませんが、二面があるというふうに私は思っております。文章でこれだけ軍都会津若松というふうに書かれたんでは、これはやはり今の時代に採択することはできないという理由で私は不採択に前回、賛成いたしました。今回はですね、そういう文言は何もないと。そうした中で委員長報告の一番下にあるように、前回の審査事件とほぼ同様と判断し不採択したというふうにあります。そうした、要は、私は今の時代ですから、書いてあることの判断が一番大切だと。ですから、今回の陳情書に、そういったことが書いてあるかといったようなことになれば、書いてないわけです。まあ前は前回。今回は今回。そうした違いについて、この6回の委員会審査の中で、議論と言いますか、そういうその、お話し合いはなかったんでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○9番（大塚純一郎君） まあ、当時の総務委員会の委員としての今、発言だったと思います。今回、私が総務委員長となりまして、総務委員会で今、報告をしたように、付託を受けた所管の委員会として審査させていただきました。そういう中でそういう意見がありましたので、一応、私の答えられる範囲で答えさせていただきます。

この前の25-16において、陳情の審査結果ということで理由が述べてあります。一応、ここでもう一度述べさせていただきます。

本事件は、会津地域への自衛隊駐屯地の誘致実現に向けての意見書提出を求めるものであります。国が国民の生命・財産を守ることが当然の義務としながらも、自衛隊の国民の安全確保に対する真摯な取り組み、災害時における救助活動など、高く評価するとともに、深く敬意を表するところであります。さて、本町及び周辺地域一帯は、世界的にも貴重な自然資源を有しており、現在、ユネスコエコパークの指定申請を行い、生物保護地域として自然と人間が共生する町づくりを推進しているところであります。また、会津地方は文化遺産、自

然遺産の宝庫であり、その魅力は国内外にも周知の事実である。したがって、自衛隊駐屯地を誘致することは、本町の町づくりの根幹をなす、自然環境はもとより、周辺地域の観光面への影響が危惧されるとともに、後世に問題を残しかねないと判断し、不採択としました。以上、書いてありました。これに基づいて慎重に審査した結果、当総務委員会では不採択としたものであります。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田君。

○2番（藤田 力君） 今、私あの、委員長に伺ったのは、この文章面のことを伺いました。で、まあ、私は、軍都若松とか、そういう表現が前回はあったんだけど、今回はそういう表現がなくて、いわゆる防衛省のこういうものを誘致したらどうだといったようなことなんで、私はその検討の結果という中で、その軍都という文言がなくなったということについて、委員会で、やはり、審議されたのかなということをお伺いしました。今、委員長がお話になったことについては、私はあの、なんていいますか、文書も当然見てますが、それについてはわかっております。その軍都郡山関連のことについて、お話し合いがあったか、なかったのか。あるいはそういうことについて、どういうふうな判断をされたのか伺いたいなと思いました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○9番（大塚純一郎君） 総務委員会として、付託された案件については、今、報告のとおり審議をさせていただいたということに、以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） 私、前回の総務委員長やらせていただいております。今あの、前回の報告書、委員長がお読みになりました。まったくあの、今でもその考えは変わっておりません。ただ、変わった点が一つありまして、その一つというのは、結局、当時ですね、会津で只見と、あと湯川だと思ったんですけど、2町村がまだ賛成してない、決定してないという事態でございました。それが今回の場合も、只見町だけという感じになってしまったみたいでございまして。そして、これもやっぱり今、10番議員おっしゃいましたけど、会総協でもということで、会津の経済疲弊したということで、全会一致でなんか出したいと、陳情したいという話が聞こえてきました。その中で、やっぱり、今、只見も会津全町村がやっぱり

あの、採択してるのに、只見だけというのは今後、どうかなというのが1点ございます。おそらく只見線の応援でもお願いしなくちゃいけない、そういうことがこれからおそらく、やっぱり会津、奥会津といっても全体で、やっぱり一致団結しなくちゃいけない時があると思うんですね。だからその辺の検討を今の委員会で、今回の委員会で、只見町だけだということを踏まえてどういう検討をされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○9番（大塚純一郎君） 今、発言されたことも含めて審議させていただきました。そういう中で、17市町村の中で、只見だけという状況、前日もそのような状況にあったというふうに、その時は2町ですか、そういう中でも、そういう判断をされた。今回、1町になったとしても、やはり慎重に審査、審議した結果、我々総務委員会に付託された案件を今の我々の総務委員会において、このように判断をさせていただきました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに質疑ありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 甚だ申し訳ない。議員は自己の所属する委員会の委員長報告については質疑をしないことが望ましいというふうに書いてありますので、私は自ら所属しております。しかしその頭の部分に、尚、委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対し、質疑に留め、付託された議案に対し、提案者に質疑することはできないという、こういうことになってるんです。でありますから、私はその後段の部分には触れますが、前段の部分には触れないと思いますので、委員会で審議された経過について、若干、委員長にお伺いしたいと思います。

委員長あの、第1回目の陳情、不採択をされて、その後、何が変わったかという検討はされたと思います。その時に、軍都になるとか、その、そういったことについて、あるいはその、総合訓練場になるとか、そういうことではなくて、自衛隊の駐屯を誘致するというところについて、先の委員会の決定で不採択とした内容は、誘致に関する内容を不採択としたものでありまして、その後、誘致に関する内容について不採択をしたということを積極的に覆す理由がなかったために、前回の委員会の決定を尊重をしたと。つまり、前回の誘致を否決するという内容について、積極的に覆すということになれば、これは大きなこととなりますので、その辺は積極的に誘致をするというふうに方向転換をしないということで決めたはずでございますが、それは委員長ご自身をご存知のことと思いますので、いかがでしょうか。

お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○9番（大塚純一郎君） 私の説明不足でございますが、今、酒井委員が言ったとおり、その部分の審議をして、そのように合意をした考えを同じにしたということだと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

それでは、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 今の自衛隊誘致関連について、反対の立場で討論をさせていただきます。

○9番（大塚純一郎君） 自衛隊誘致に反対の立場ですね。

○2番（藤田 力君） いえ、不採択に反対の立場です。

先ほど、委員長に、私はしつこく、その軍都郡山から、もう文面がまるっきり変わったといったようなことについて、委員会で審議されなかったんですかといったようなことをお伺いしました。それについて、明確な答弁はありませんでした。私は、先ほど鈴木征議員がおっしゃったこと。いわゆるその、雪まつりとか、あるいはこの前の防災訓練とか、

〔発言する者あり（聴き取り不能）〕

○2番（藤田 力君） 意見ですよ。

そういう中身は、やはり、あとあの、今、さっき、佐藤議員がおっしゃった会津17市町村のまとまった行動。そうした観点から、私は、今ここで、本当に不採択していいのかなど。ということにプラスしまして、私は只見町に誘致をしてくれという陳情でも、これはない。会津地域というふうに設定しております。私は、7番議員がよくおっしゃいますが、只見町は今、大変な時を迎えていると。小学校の入学生が極めて容易でない。そんな中で、只見町が、じゃあこれから、どうしたら活性に向かうんだといったようなときですね、例えば、例えば、私は、252号線の坂下・只見間。これが例えば高規格道路になるとか、そんなことも、いわゆる町存続のために、JRと同じように、私はそうした活動も今後必要だというふうに思います。そんな中でですね、会津に自衛隊を、その手段なり何なりを誘致したいといったようなことまで反対だといったようなことであれば、私は、いわゆるそうした会津全体の行動、活動、連帯。そうしたものが私は、こうしたことでは私もうまくいかないんでない

かなど。先ほども申し上げましたが、いわゆる自衛隊は二面がある。一面は外国に行ってまで法人警護までやるといった一面。そして、今回のような災害対策といったような一面。ですから、私はこうしたことに不採択にするということは、私は反対なので反対の立場を申し上げます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、次に、議案賛成の発言を許します。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 原案に賛成の立場で述べさせていただきます。

前回、私もあの、総務厚生常任委員会でその審議をしてまいりました。その時も、その軍都とか、そういう文言の陳情書が出されておりました、でしたが、その文言というよりも、只見にその、自衛隊を誘致して良いのかどうかというのを

〔発言する者あり（聴き取り不能）〕

○4番（山岸フミ子君） 只見というか、会津にということですけど、只見はその、まあ、ユネスコエコパークとか、それから田子倉の上空にオスプレイの航空ルートがあるということなども含めながら審議してきました。町は、町民の危険を回避する、そういう命・財産を守るということが大事かと思って、そういうことも含めて審議してきました。それで、只見のその、1件だけ採択されないというところは、聞くところによると、只見が採択されないので会津全体が今ストップしているというような状況も聞いております。只見のブランド化をするということを言われている中で、さて、自衛隊、全部、私は否定するものではありません。自衛隊も人の命を救ったり、人のためにいたいという想いでやっておられる方もおられますので、ですけれども、そういうところで自衛隊を、会津地区、只見にも、只見は山岳地域、こういう、会津には山岳地域がないので、只見の山岳地域を練習場にしたらいいんじゃないかというようなことも私の耳に聞こえてきました。そういう意味によって、まあ、会津地区に、只見にも、ということにもなるとお思いますので、そういう意味で私は反対します。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） この文章を見る限り、会津に自衛隊の基地を誘致したいんだと。もし、会津の、例えば只見とか、ほかの地域もそうですが、その中で例えば山岳訓練をやったり、そういった訓練をするというのであれば、私は反対であります、練習を、練習とか演習は今、福島県にもございますし、会津で演習してドンパチとか、そんなことは、もしなれば、

それは反対します。今回は会津にその、はっきりいえば災害派遣部隊でございます。災害派遣、この前も思いましたけども、1分でも近いところにそういった部隊がいれば、町民の安心にも私は繋がると思いますし、まだ決定したものではありませんけども、そういったものには私は、これだけ今、災害がある世の中になってしまっていて、近いところにそういった部隊が来ることは、会津の安心に繋がると思っておりますので、私は賛成です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

これで討論を終わります。

これから採決をいたしますが、委員長報告のとおり不採択…

〔「委員長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 採択ですよ。

なんですか。

〔「採択の宣告をされる前の、議事進行の動議であります」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 本採択は、委員長報告であります。本会議ですから、委員長にも議席において採決に加わる権利があります。

委員長を議席にお戻しく下さい。

○議長（齋藤邦夫君） はい。それは当然です。

これから採決をいたします。

委員長報告のとおり、不採択とすることに対して賛成の方の起立を求めます。

賛成の方の起立です。

委員長報告のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） はい、わかりました。

賛成多数でございます。

よって、委員長報告のとおり、不採択にすることに決定をいたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇



○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第16、陳情26-18 文化ホール建設反対の陳情書を議題といたします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

経済文教委員長、目黒仁也君。

8番、目黒仁也君。

[8番 目黒仁也君 登壇]

○8番（目黒仁也君） 経済文教常任委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告します。

（1）審査事件。陳情26-18、文化ホール建設反対の陳情書。人口減社会を生きる只見町民の会代表、目黒道人氏ほか16名でございます。

（2）審査経過については記載のとおりでございます。

（3）審査結果。採択。

（4）理由。議会では、平成24年只見町文化協会より出された町民文化ホール建設に関する陳情に対して、文化・芸術の継承のため将来的に取り組む必要もあるとして、その願意を汲み採択とした経過があります。これに対し町長は、現在幾つもの施設整備事業の計画があることや、今後の財政状況などから、文化ホールを整備する際には既存施設の改修等で対応したいとする方針を当委員会に示されております。本件は、今後、人口減少による税収減が明らかな中で、公共施設の維持管理には多くの税金が投入されることから、新規事業では既存施設の活用を十分図りながら進めるべきとし、文化ホールの建設に反対するものであります。当委員会としても計画中の他の事業との関連から、この事業の実現性は低く、町当局の示した方針は、陳情者の主旨に添うものと判断をしました。委員会としては当町の未来ある地域づくりの中で、今後全ての新規の公共建設事業を否定するものではないが、近年は効率・効果的な公共施設の整備・維持管理によって行政コストの抑制が国・地方共通の課題として取り上げられており、当町における今後の公共建設事業もイニシャルコストを十分に検討し、中・長期の整備計画のもと進めるべきである。以上の理由で本陳情は採択すべきものと決定をいたしました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番、新國秀一君

○5番（新國秀一君） 委員会が違うので確認をさせていただきたいと思います。

町長云々というくだりがあって、現在幾つもの施設整備事業の計画があることや、今後の財政状況などから、文化ホールを整備する際には既存施設の改修等で対応したいという方針を当委員会に示されたとあります。私は初めて聞く話なんで、どのような話だったか。また、既存の施設はどこを考えていらっしゃるのか。その辺を質問したいと思います。

それから、もう一つはですね、最終的には新規事業として必要か、不必要かという判断をなされたと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○8番（目黒仁也君） まず前段の部分でございます。町長が今、既存施設の改修で対応されたいというところでございますが、当陳情の付託を受け、第1回目の審査でありましたか、第2回、その辺だった、であります。まず、当局のお考えをお聞きしたいということで、町長に当委員会に参考人としておいでをいただきまして、町当局のお考えを聞いたわけです。その時のお話として、今、様々、庁舎も含め、資料館も含め、振興センターも含め、様々な建設事業の計画があるので、様々、そういった計画と、あと財政事情を踏まえますと、やはり、今後、町民の要望に応じていくためには、やる際には、既存の施設対応という言葉がございました。その時、ひとつ出た言葉としましては、湯ら里も非常に、経年経過で年数も経っておりますので、やる際には、湯ら里のコンベンションホール等の改修でというお話もございました。委員会としまして、当然、目の前にたくさんあるハード事業、また財政事情踏まえた時には、そういった方針は理解はできるということでこういった内容になったものであります。

新規事業、2番目、すみません、もう一回。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） 新規事業としての必要、不必要の判断を委員会としてなされたのかどうかをお聞きしました。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○8番（目黒仁也君） 文化ホールの機能をこれから整備していくのであれば、それはやはり、新規事業ではなくて、既存施設での対応というのも当委員会の意見でありました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情２６－１８は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発委第４号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第１７、発委第４号 議員の派遣についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、藤田力君。

２番、藤田力君。

〔２番 藤田 力君 登壇〕

○２番（藤田 力君） それでは私のほうから、発委第４号 議員の派遣についてを説明いたします。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第１００条第１３項及び只見町議会会議規則第１２７条の規定により提出します。

裏面をご覧ください。議員の派遣について。本議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。１、町村議会議員研修会。１、目的、議会の活性化に資するため。２、派遣場所、郡山市、ビックパレットふくしま。３、期間、平成２７年１０月２２日、木の１日間。４、派遣議員、只見町議会議員１２名。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第4号 議員の派遣については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、9月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

9月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） ここで、町長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長（目黒吉久君） 9月会議、9月8日から本日まで、延べ11日間ということで、大変長い会議の期間でありましたけれども、大変ご苦労さまでございました。この間、提案、上程いたしました議案につきましては、原案のとおり議決いただきましたことを御礼を申し上げます。

今般の議会は、26年度の収支決算の認定ということでの特別委員会を設置していただい

て、ご審議いただいたわけですが、26年度の一般会計につきましては、3点の意見を付して認定。そして、特別会計におきましては国民健康保険施設特別会計ということで、これもまた1点、意見を付して認定をいただいたところでございますけれども、取り組みにつきましてはご指摘いただきましたことを踏まえながら、27年度もしっかりと行政進行に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから一般質問を通しましても、これもまたいろいろ議員各位からたくさんのご意見をいただきました。総じて今の社会の状況の中での少子高齢化、人口減少といったことを踏まえながら、そしてまた地方創生が叫ばれるこの現状において、只見町に対する今後の道末を問い質していただいたというふうに思っております。やっぱりあの、大事なことは、こういった少子化でありますから、答弁の中でも、意見交換の中でも申し上げさせていただきましたけれども、やはり子供達をどう、やはり教育していくのか。そういった教育環境、小学校から含めてですね、当然、高校まで含めて、そういったいろんな教育環境を整えると同時に、この只見町ならではの少子化の流れの中で、やはり将来、只見町に貢献できるような人材、または大きく国に貢献できるような人材ということ踏まえて、教育環境を整えると同時に、今、教育委員会制度も変わってきているわけでございますから、尚一層、当局及び教育委員会、また皆さんとも連携しながら、只見町らしい、やはり教育の環境システムというか、プランですか、そういったことも踏まえながら、一番はそういったことを踏まえることが大事だなということと思いつつながら、今般、提案させていただきました少子化と子育て支援に関する条例も提案させていただきましたけれども、そういった観点から今後の対応を十分に組み込んでまいりたいというふうに思っておりますし、また将来を考えた場合の若者の定住を踏まえて、仕事、雇用の場の確保や産業振興、観光商工関係の発展、そういった取り組みができるような、当局としてのやはり支援、その環境づくりを踏まえながら、町民各位のそれぞれの分野における自主的な主体性を持つての取り組みを促していけるような施策にもやはり取り組んでまいりたいと思います。そして併せてまた、高齢化社会でありますから、こういった面も含めて、この点も縷々、皆さんからご意見いただきましたけれども、除雪も含めながら、一方ではあの、住環境も含めて、ハード的なことの対策も含め、且つ又、地域住民の皆様方のネットワークがつけられるような支援システム、生活支援システムといったような、そういう地域ぐるみの中での、こういった豪雪地帯である只見町の高齢者に対する安全・安心な地域づくりといった観点から、やはり取り組んでいく課題はたくさんあると思いますので、この点もまたさらに皆さんと意見を通しながら構築してまいりたいと思います。

只見町はこの豪雪地帯、この自然、地理的環境は、これから先も未来永劫変わることなく続くわけです。そういった環境の中でユネスコエコパーク、自然首都、ユネスコエコパーク登録の地となったわけですから、そういったことを踏まえて、決して、この只見町の持っている良さ、地域資源の魅力、評価されたものも踏まえながら、どうか今後、そういったことを活かしながらですね、今、私達、町が抱えている課題に、それぞれ皆さんと一緒に頑張って取り組んでまいり所存でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

どうかこれからも皆様方もご健康に留意されて、一方、活躍されることをご祈念申し上げます。閉会にあたりまして挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） それでは、議長からも一言、簡単に御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の9月会議は、通算11日間の長い日程でございましたけれども、当局並びに議員各位のご協力をいただきまして、予定しておりました議事を日程どおり終了することができました。

また、決算委員会の審議につきましては、いくつかの指摘事項もありましたが、当局の協力をいただきまして十分な審議を尽くすことができたかと、そのように感じております。

誠にありがとうございました。

当局におかれましては、監査委員の意見、また一般質問で出された意見、あるいは提言並びに決算特別委員会からありました意見等を十分に留意されまして、今後の、ただ今、町長のご挨拶にございましたけれども、町民が望む、町民のための町政の進展のために今後ともさらなる努力をされるよう要望するものでございます。

議員各位におかれましては、今後、台風の季節にもなっておりますし、秋の収穫期を迎えるわけでございます。寒くもなっておりますので、健康には十分に留意されましてご活躍いただきますことをお願いいたしましてご挨拶いたします。



◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） それでは、上着を着用してください。

以上で、本9月会議に付された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、これで只見町議会9月会議を終了いたします。

どうもご苦労様でした。

（午前11時29分）

